

暫定ケアプラン作成フローチャート

(例1) 要介護1の暫定ケアプランを作成 → 認定結果 要介護2

【本資料の略語】

- ・居宅事業所（居宅介護支援事業所）
- ・予防事業所（介護予防支援事業所）
- ・居宅届出（居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届出書）
- ・軽度者の福祉用具貸与（軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付）

サービス利用継続

（ケアプランの期間 令和7年4月1日～令和8年9月30日）

要介護1

有効期間 R6. 9. 1～R7. 3. 31

令和7年

3/29

4/1

要介護2

有効期間 R7. 4. 1～R8. 3. 31

4/10

4/12

更新申請書
提出

認定更新

認定日

契約・重要事項説明
アセスメント

- ★契約を予防事業所と交わす
- ★居宅事業所が暫定ケアプランの原案を作成する

サービス担当者会議
暫定ケアプランの同意・交付

- ★居宅事業所が一連の業務を行う（サービス担当者会議は両方の参加が望ましい）
- ★万が一支援認定となった場合は、契約済みの予防事業所が受け持つことを周知
- ★軽度者の福祉用具貸与を行う場合は、暫定ケアプランその他書類をそろえて届出する

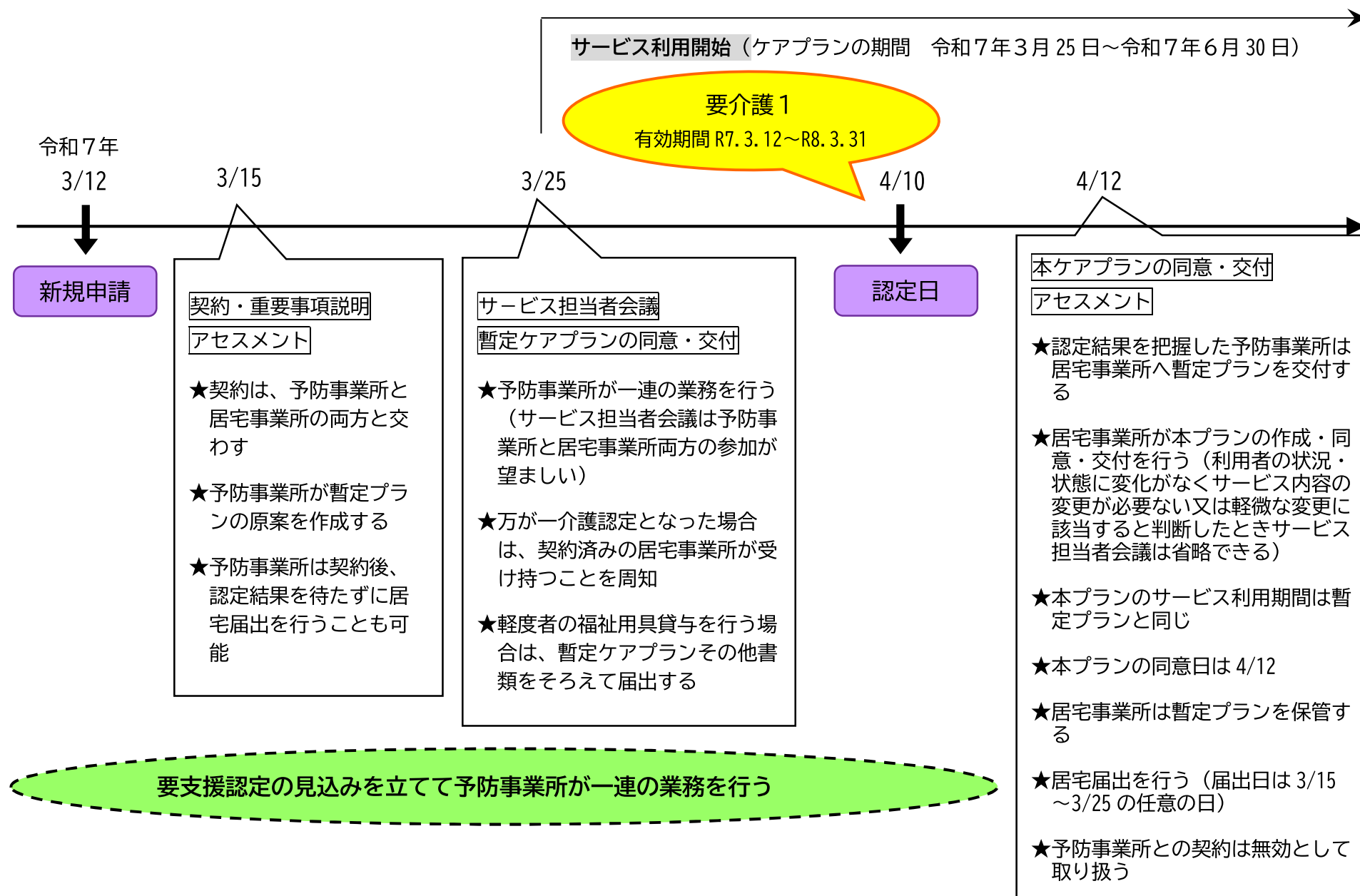
本ケアプランの作成・同意・交付

- ★居宅事業所が本ケアプランの作成を行う（利用者の状況・状態に変化がなくサービス内容の変更が必要ない又は軽微な変更該当すると判断したとき本ケアプラン作成にかかる一連の業務は省略できる）
- ★本ケアプランのサービス利用期間は暫定ケアプランと同じ
- ★本ケアプランの同意日は4/12
- ★暫定ケアプランを保管する
- ★予防事業所との契約は無効として取り扱う

要介護認定の見込みを立てて居宅事業所が一連の業務を行う

注：「軽微な変更」の参考資料
R3. 3. 31 厚労省通知『居宅介護支援等に係る書類・事務手続や業務負担等の取扱いについて』

(例2) 要支援の暫定ケアプランを作成 → 認定結果 要介護



(例3) 要介護の暫定ケアプランを作成 → 認定結果 要支援

